令 和 5 年 度

鳥 取 県 立 特 別 支 援 学 校 募 集 要 項
（幼稚部・高等部・専攻科）

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜実施要項

鳥取県教育委員会

用語について

本要項においては、次の表のとおり用語を用いることとする。

用語	解説
鳥取盲学校	鳥取県立鳥取盲学校
鳥取聾学校	鳥取県立鳥取聾学校
ひまわり分校	鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校
鳥取養護学校	鳥取県立鳥取養護学校
白兎養護学校	鳥取県立白兎養護学校
倉吉養護学校	鳥取県立倉吉養護学校
皆生養護学校	鳥取県立皆生養護学校
米子養護学校	鳥取県立米子養護学校
琴の浦高等特別支援学校	鳥取県立琴の浦高等特別支援学校
特別支援学校	鳥取県立特別支援学校
志願者	鳥取県立特別支援学校に入学を志願する者
県外志願者	鳥取県以外に居住している志願者
志願先特別支援学校	志願する鳥取県立特別支援学校
中学校等	中学校若しくは特別支援学校中学部（これに準ずる学校を含む）
特別支援教育課	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課

目　　次

令和５年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜、
鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜の日程・・・３

令和５年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針・・・・・・４

令和５年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）募集要項
鳥取県立特別支援学校幼稚部幼児募集要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
１　募集する学校及び学級・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
２　出願資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
３　入学候補者の決定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
４　一般入学者募集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
５　入学志願書等の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
６　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

鳥取県立特別支援学校高等部及び専攻科生徒募集要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
１　募集する学校及び学科等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
２　出願資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
３　入学候補者の決定方法及び入学者の選抜方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
４　一般入学者募集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
５　再募集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
６　説明会及び入学志願書等の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
７　個人情報の開示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
８　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

令和５年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

令和５年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜実施要項・・・・・・・・・・・・・・・１７
１　募集する学科等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
２　出願資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
３　志願者対象相談会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
４　調査書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
５　入学者選抜・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
（１）一般入学者選抜・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
（２）再募集入学者選抜・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
６　配慮事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
７　自己申告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
８　個人情報の開示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
９　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校県外志願者の取扱要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学志願者の選抜のための作文実施要領・・・・・・・・・・・２８
鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学志願者の選抜のための面接実施要領・・・・・・・・・・・２９
鳥取県立特別支援学校高等部（知的障がい）出願資格確認に係る提出書類の取扱要領・・・・・・３０

各種様式

本人・中学校等用

（様式第１号）入学志願書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
（様式第２号）診断書(知的障がい用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
（様式第３号）診断書(病弱用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
（様式第４号）申告書(知的障がい用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
（様式第５号）自己申告書(特別支援学校用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
自己申告書についての注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
（様式第６号）県外志願者出願届（琴の浦高等特別支援学校用）・・・・・・・・・・・・・・・３９
（様式第７号）特別措置願(琴の浦高等特別支援学校用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
（様式第８号）自己申告書(琴の浦高等特別支援学校用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
自己申告書についての注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
琴の浦高等特別支援学校入学者選抜の自己申告書について・・・・・・・・・・・・４３
（様式第９号）受検欠席届(琴の浦高等特別支援学校用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
（様式第１０号）一般入学者選抜（追検査・特別措置による検査）受検願書
(琴の浦高等特別支援学校用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
（様式第１１号）入学確約書(琴の浦高等特別支援学校用)・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
（様式第１２号）入学確約者名簿(琴の浦高等特別支援学校用)・・・・・・・・・・・・・・・４７

鳥取県立特別支援学校用

（様式第１３号）適性検査、作文、面接実施計画書（琴の浦高等特別支援学校用）・・・・・・・４８
（様式第１４号）再募集実施計画書(琴の浦高等特別支援学校用)・・・・・・・・・・・・・・・４９
（様式第１５号）入学志願者数等報告書(琴の浦高等特別支援学校用)・・・・・・・・・・・・・５０
（様式第１６号）入学志願者数等報告書（一般受検）【幼稚部】・・・・・・・・・・・・・・・５１
（様式第１７号）入学志願者数等報告書（一般受検）【高等部・専攻科】・・・・・・・・・・・５２
（様式第１８号）入学志願者数等報告書（再募集等）【高等部・専攻科】【幼稚部】・・・・・・５３
（様式第１９号）鳥取県立特別支援学校入学者募集及び選抜における諸検査の実施報告・・・・・５５

学校教育法、学校教育法施行令、学校教育法施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５６

問合せ先一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５８

令和５年度　鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜、鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜の日程

月	日	曜日	琴の浦高等特別支援学校入学者選抜日程		特別支援学校入学者募集及び選抜日程		提出者→提出先	様式番号	ページ
11月	7日	月		適性検査、作文、面接実施計画書の提出			琴の浦高等特別支援学校長 → 特別支援教育課長	13	48
	9日	水	一般入学者選抜出願期間	入学志願書類一式(11日正午まで)			志願者本人 → 中学校等校長 → 琴の浦高等特別支援学校長	1(2,4)(6,7,8)	32,33,35,39,40,41
	11日	金		志願者数、出身地区別志願者数の報告(11日午後1時まで)			琴の浦高等特別支援学校長 → 特別支援教育課長	15	50
	30日	水		面接等必要事項の通知			中学校等校長 ← 琴の浦高等特別支援学校長	任意様式	
12月	6日	火	一般入学者選抜検査	受検者数の報告(6日正午まで)			琴の浦高等特別支援学校長 → 特別支援教育課長	15	50
				欠席者の報告(把握でき次第すみやかに)			志願者本人 → 中学校等校長 → 琴の浦高等特別支援学校長	9	44
				追検査受検希望の申出（6日正午まで）			中学校等校長 → 琴の浦高等特別支援学校長		
	7日	水		追検査受検願書の提出（7日午後4時まで）			志願者本人 → 中学校等校長 → 琴の浦高等特別支援学校長	10	45
				追検査受検志願者数の報告（7日午後5時まで）			琴の浦高等特別支援学校長 → 特別支援教育課長	15	50
	12日	月	一般入学者選抜追検査	追検査受検者数の報告（12日正午まで）			琴の浦高等特別支援学校長 → 特別支援教育課長	15	50
				欠席者の報告(把握でき次第すみやかに)			志願者本人 → 中学校等校長 → 琴の浦高等特別支援学校長	9	44
				特別措置による検査受検希望の申出（12日正午まで）			中学校等校長 → 琴の浦高等特別支援学校長		
				特別措置による検査受検願書の提出（12日午後4時まで）			志願者本人 → 中学校等校長 → 琴の浦高等特別支援学校長	10	45
				特別措置による検査受検志願者数の報告（12日午後5時まで）			琴の浦高等特別支援学校長 → 特別支援教育課長	15	50
	20日	火	一般入学者選抜特別措置による検査	特別措置による検査受検者数の報告（20日正午まで）			琴の浦高等特別支援学校長 → 特別支援教育課長	15	50
	22日	木	合格者の発表	合格者数の報告（22日午後1時まで）			琴の浦高等特別支援学校長 → 特別支援教育課長	15	50
1月	6日	金		入学確約書の提出（6日正午まで）			志願者本人 → 中学校等校長 → 琴の浦高等特別支援学校長	11	46
				入学確約者名簿の提出(6日午後1時まで)			中学校等校長 → 琴の浦高等特別支援学校長	12	47
	10日	火		繰上合格の決定（10日正午まで）			志願者本人 ← 中学校等校長 ← 琴の浦高等特別支援学校長		
				入学確定者数の報告（10日午後1時まで）			琴の浦高等特別支援学校長 → 特別支援教育課長	15	50
				再募集実施計画書の提出(10日午後1時まで)			琴の浦高等特別支援学校長 → 特別支援教育課長	14	49
			再募集入学者選抜実施の発表				中学校等校長 ← 特別支援教育課長		
	11日	水	再募集入学者選抜出願期間	入学志願書類一式(12日正午まで)			志願者本人 → 中学校等校長 → 琴の浦高等特別支援学校長	1(2,4)(6,7,8)	32,33,35,39,40,41
	12日	木		志願者数、出身地区別志願者数の報告(12日午後1時まで)			琴の浦高等特別支援学校長 → 特別支援教育課長	15	50
	18日	水	再募集入学者選抜検査						
	24日	火	再募集合格者の発表	受検者数、合格者数の報告（24日午後1時まで）			琴の浦高等特別支援学校長 → 特別支援教育課長	15	50
2月	16日	木			出願期間（20日正午まで）	志願者数の報告 出願期間終了後3日以内	志願者本人 → 中学校等校長 → 特別支援学校長	1(2,3,4,5)	32,33,34,35,37
	20日	月					特別支援学校長 → 特別支援教育課長	16,17	51,52
3月	7日	火			諸検査、学力検査、適性検査及び面接	受検者数の報告 幼稚部・高等部・専攻科：午後1時までに報告（皆生養護学校幼稚部は午後4時まで）	特別支援学校長 → 特別支援教育課長	16,17	51,52
						諸検査の実施報告	特別支援学校長 → 特別支援教育課長	19	55
	16日	木			入学候補者及び合格者の発表 再募集入学者選抜実施の発表	入学候補者・合格者数は、発表後直ちに報告	特別支援学校長 → 特別支援教育課長	16,17	51,52
	22日	水			鳥取盲学校高等部保健理療科及び専攻科理療科再募集出願期間（23日正午まで）	志願者数の報告 出願期間終了後速やかに報告	志願者本人 → 中学校等校長 → 鳥取盲学校長	1(5)	32,37
	23日	木					鳥取盲学校長 → 特別支援教育課長	18	53,54
	27日	月			再募集学力検査、適性検査及び面接	受検者数の報告（午後1時まで）	鳥取盲学校長 → 特別支援教育課長	18	53,54
	28日	火			再募集合格者の発表	合格者数は、発表後直ちに報告	鳥取盲学校長 → 特別支援教育課長	18	53,54
4月	入学式実施日			入学許可者数の報告			琴の浦高等特別支援学校長 → 特別支援教育課長	15	50

令 和 5 年 度

鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）
入学者募集及び選抜

令和５年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針

１　基本方針

鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科を除く。）については、出願資格を有する入学希望者の全員の入学を許可するものとする。

鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科及び専攻科理療科については、定員を設けて一般入学者選抜を実施するものとする。また、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達しなかった学科については、再募集入学者選抜を実施するものとする。

２　出願資格

障がいの程度が学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第２２条の３に規定する障害の程度に該当する者で、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める要件を満たすものとする。

（１）幼稚部

３歳児、４歳児又は５歳児とする。ただし、鳥取県立皆生養護学校にあっては、４歳児又は５歳児とする。

（２）高等部

次のいずれかに該当する者とする。

ア　中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者

イ　令和５年３月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ　学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第９５条各号のいずれかに該当する者

（３）専攻科

次のいずれかに該当する者とする。

ア　高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業した者又は中等教育学校の後期課程を修了した者

イ　令和５年３月に高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の後期課程を修了する見込みの者

ウ　学校教育法施行規則第１５０条各号のいずれかに該当する者

３　鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科を除く。）の入学者募集

特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者募集を実施するものとする。

（１）出願期間

令和５年２月１６日（木）から同月２０日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

受付時間は、令和５年２月１６日（木）及び同月１７日（金）は午前９時から午後４時３０分までとし、同月２０日（月）は午前９時から正午までとする。

（２）検査実施期日

令和５年３月７日（火）

なお、検査当日、インフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した場合は、該当の特別支援学校長が別に日程を定めて諸検査等を実施する。

（３）検査内容

学　部　及　び　学　科	検　査　内　容
鳥取県立鳥取聾学校及び鳥取県立皆生養護学校の幼稚部	面接及び行動観察
高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科を除く。）	諸検査（障がいに応じて各特別支援学校が実施する生徒の実態を把握するための検査）・面接

（４）入学候補者の決定方法

入学志願書･調査書等の提出書類の審査及び各特別支援学校が実施する検査内容の結果により入学資格の確認を行う。

（５）入学候補者の発表

令和５年３月１６日（木）

４　鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科及び専攻科理療科の入学者選抜

（１）一般入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア　出願期間

令和５年２月１６日（木）から同月２０日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

受付時間は、令和５年２月１６日（木）及び同月１７日（金）は午前９時から午後４時３０分までとし、同月２０日（月）は午前９時から正午までとする。

イ　検査実施期日

令和５年３月７日（火）

なお、検査当日、インフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した場合は、鳥取県立鳥取盲学校長が別に日程を定めて諸検査等を実施する。

ウ　検査内容

学力検査・適性検査・面接

エ　選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ　合格発表

令和５年３月１６日（木）

（２）再募集入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科について、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア　出願期間

令和５年３月２２日（水）及び同月２３日（木）

受付時間は、令和５年３月２２日（水）は午前９時から午後４時３０分までとし、同月２３日（木）は午前９時から正午までとする。

イ　検査実施期日

令和５年３月２７日（月）

ウ　検査内容

一般入学者選抜に同じ。

エ　選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ　合格発表

令和５年３月２８日（火）

５　その他

（１）鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び入学者選抜の詳細については、県教育委員会が別に定める。なお、新型コロナウイルスの感染拡大等により、方針を変更する場合もある。

（２）鳥取県立特別支援学校長は、高等部に入学を希望する者を体験入学に必ず参加させること。

鳥取県立特別支援学校幼稚部幼児募集要項

１　募集する学校及び学級

学校	障がい種別（主たる障がい）	学級		定員
鳥取聾学校	聴覚障がい	５歳児	単一障がい学級	－(※)
			重複障がい学級	－
		４歳児	単一障がい学級	－
			重複障がい学級	－
		３歳児	単一障がい学級	－
			重複障がい学級	－
ひまわり分校	聴覚障がい	５歳児	単一障がい学級	－
			重複障がい学級	－
		４歳児	単一障がい学級	－
			重複障がい学級	－
		３歳児	単一障がい学級	－
			重複障がい学級	－
皆生養護学校	肢体不自由	５歳児	単一障がい学級	－
			重複障がい学級	－
		４歳児	単一障がい学級	－
			重複障がい学級	－

※「－」は、定員がないことを示す。

２　出願資格

単一障がい学級にあっては、主たる障がいの程度が学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第２２条の３の表（Ｐ．５６）に規定する程度の者で次のいずれかに該当するものとする。

重複障がい学級にあっては、主たる障がいの程度が同表に規定する程度であり、かつ、重複障がいを有する者で次のいずれかに該当するものとする。

（１）平成２９年４月２日から平成３０年４月１日までに出生した幼児
（２）平成３０年４月２日から平成３１年４月１日までに出生した幼児
（３）平成３１年４月２日から令和２年４月１日までに出生した幼児（鳥取聾学校及びひまわり分校のみ）

３　入学候補者の決定方法

入学志願書等の審査及び面接等の結果により行う。

４　一般入学者募集

（１）出願方法

ア　必要書類

共通	学校ごと
（ア）入学志願書 （イ）住民票抄本 ・県外に在住する者のみ提出 （ウ）受検証送付用の封筒 ・郵送で出願する者のみ提出 ・２３．５ｃｍ×１２ｃｍ、長形３号を使用 ・志願者の住所と氏名を記入 ・簡易書留速達と明記し、６６４円切手を貼付	＜鳥取聾学校＞ ・３か月以内に測定したオージオグラムを添付すること。
	＜ひまわり分校＞ ・３か月以内に測定したオージオグラムを添付すること。
	＜皆生養護学校＞ ・医師の診断書又は障害者手帳の写し

イ　出願期間

令和５年２月１６日（木）から同月２０日（月）までの日とする。（日曜日及び土曜日を除く。）

郵送の場合は書留によることとし、令和５年２月２０日（月）正午必着とする。

ウ　受付時間

令和５年２月１６日（木）及び同月１７日（金）は午前９時から午後４時３０分までとし、同月２０日（月）は午前９時から正午までとする。

エ　受付場所

志願先特別支援学校

オ　その他

志願先特別支援学校の校長は、入学志願書が提出されたときは、審査の上、諸検査及び面接の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知する。

（２）面接の日程等

ア　期日

令和５年３月７日（火）

なお、インフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した場合は、志願先特別支援学校の校長が別に日程を定めて面接等を実施する。

イ　時間

学校	時間
鳥取聾学校	午前１０時から午前１１時３０分まで
ひまわり分校	午前１０時から午前１１時３０分まで
皆生養護学校	午後１時３０分から午後３時まで

ウ　場所

志願先特別支援学校

エ　内容

（ア）幼児との面接及び行動観察

（イ）保護者との面接

（３）入学候補者の発表

令和５年３月１６日（木）正午に学校及び学校ホームページにおいて発表するとともに、志願者に通知する。

５　入学志願書等の交付

学校	入学志願書等の交付 （場所　志願先特別支援学校）
鳥取聾学校	令和５年１月１２日（木）午前１０時開催の説明会から交付開始
ひまわり分校	令和５年１月１２日（木）午前１０時開催の説明会から交付開始
皆生養護学校	令和５年１月１３日（金）午前１１時から交付開始

６　その他

（１）入学候補者発表後の手続き

ア　入学候補者は、特別支援学校長が配付する入学許可願（鳥取県立特別支援学校学則様式第３号の２）に必要事項を記入の上、提出しなければならない。

イ　特別支援学校長は、入学許可願の提出があった場合において教育上支障がないと認めたときは、入学許可書（鳥取県立特別支援学校学則様式第３号の３）をその者に交付するものとする。

（２）様式作成にあたっての留意事項

ア　各様式の作成は、特別支援教育課ホームページ（Ｐ．５８）からダウンロードして使用すること。

イ　各様式の作成は、パソコンで直接入力するか、又は様式を印刷して手書きで記入すること。
ウ　配付した様式は、原則として配付時の規格（列・行の幅、行数等）のまま使用すること。
エ　作成したデータの管理については細心の注意を払うこと。
オ　各様式の記入方法（自筆・ゴム印等）については、特に制限しない。
カ　一般入学者募集に関係する書類の保存年限は５年とする。

（３）注意事項

ア　いったん受け付けた出願書類は返却しない。
イ　この要項に関する疑問点は、特別支援教育課又は特別支援学校に問い合わせること。
　特別支援教育課（県庁第２庁舎５階）　電話：０８５７－２６－７５７５
　特別支援学校（Ｐ．５８）
ウ　志願者自宅等から特別支援学校、あるいは特別支援学校から志願者自宅等へのファクシミリ又は電子メールによる報告・照会等については、その取扱いに十分留意して行うこと。

鳥取県立特別支援学校高等部及び専攻科生徒募集要項

１　募集する学校及び学科等

学校	障がい種別 （主たる障がい）	学科等			定員
鳥取盲学校	視覚障がい	普通科	単一障がい学級		－(※)
			重複障がい学級		－
		保健理療科			８人
		専攻科理療科			１０人
鳥取聾学校	聴覚障がい	普通科	単一障がい学級		－
			重複障がい学級		－
		産業工芸科			－
		生活デザイン科			－
鳥取養護学校	肢体不自由 病弱	普通科	肢・病	単一障がい学級	－
				重複障がい学級	－
白兎養護学校	知的障がい	普通科	単一障がい学級		－
			重複障がい学級		－
			訪問学級（重度・重複）		－
倉吉養護学校	知的障がい 肢体不自由	普通科	知	単一障がい学級	－
				重複障がい学級	－
			肢	単一障がい学級	－
				重複障がい学級	－
			訪問学級（重度・重複）		－
皆生養護学校	肢体不自由 病弱	普通科	肢・病	単一障がい学級	－
				重複障がい学級	－
			訪問学級（重度・重複）		－
米子養護学校	知的障がい	普通科	単一障がい学級		－
			重複障がい学級		－

※「－」は、定員がないことを示す。

２　出願資格

（１）高等部

普通科の単一障がい学級、鳥取盲学校保健理療科、鳥取聾学校産業工芸科及び生活デザイン科にあっては、主たる障がいの程度が学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第２２条の３の表（Ｐ．５６）に規定する程度の者で次のア～ウのいずれかに該当するものとする。

普通科の重複障がい学級にあっては、主たる障がいの程度が同表に規定する程度であり、かつ、重複障がいを有する者で次のア～ウのいずれかに該当するものとする。

普通科の訪問学級にあっては、重度の身体障がい及び知的障がいのため学校に通学して教育を受けることが困難な者で次のア～ウのいずれかに該当するものとする。

重複障がい学級又は訪問学級への出願を希望し、鳥取県特別支援教育推進委員会就学支援分科会の審査を要する場合には、あらかじめ在学学校長（次のアに該当する者にあっては志望先特別支援学校の校長）を経由して審査申請手続を行うこと。

ア　中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者。
イ　令和５年３月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者。
ウ　学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第９５条各号（Ｐ．５７）のいずれかに該当する者。
ただし、鳥取養護学校及び皆生養護学校については、病弱の単一障がい学級にあっては、原則として医療機関に通院治療中の者で通学可能な者に限る。

（２）専攻科理療科

視覚障がいの程度が学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第２２条の３の表（Ｐ．５６）に規定する程度の者で次のア～ウのいずれかに該当するものとする。
ア　高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業した者又は中等教育学校の後期課程を修了した者。
イ　令和５年３月に高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の後期課程を修了見込みの者。
ウ　学校教育法施行規則(昭和２２年文部省令第１１号)第１５０条各号(Ｐ．５７)のいずれかに該当する者。

３　入学候補者の決定方法及び入学者の選抜方法（選抜は、鳥取盲学校高等部保健理療科及び専攻科理療科のみ）

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び諸検査・面接の結果により行う。

４　一般入学者募集

（１）出願方法

ア　必要書類

<table>
<tr><th>共通</th><th>学校ごと</th></tr>
<tr><td rowspan="7">（ア）入学志願書
・志願者は、出身（在学）学校長を経由して志願先特別支援学校の校長に提出
（イ）志願者に係る調査書
・出身（在学）学校長は、志願者に係る調査書を作成し、入学志願書とともに志願先特別支援学校の校長に提出
（ウ）住民票抄本
・県外に在住する者のみ提出
（エ）自己申告書
・志願先特別支援学校に理解してほしい特別な事情のある者のみ提出
（オ）受検証送付用の封筒
・郵送で出願する者のみ提出
・２３．５ｃｍ×１２ｃｍ、長形３号を使用
・志願者の住所と氏名を記入
・簡易書留速達と明記し、６６４円切手を貼付</td><td>＜鳥取盲学校＞
・（ア）は、鳥取盲学校長が特に認める時は、出身（在学）学校長を経由することを要しない。
・（イ）の提出が困難な場合は卒業証明書に代えることができる。
・視力等の証明書を添付すること。</td></tr>
<tr><td>＜鳥取聾学校＞
・３か月以内に測定したオージオグラムを添付すること。</td></tr>
<tr><td>＜鳥取養護学校＞
・医師の診断書、個別の教育支援計画の写し（急な発病の場合は除く。）を添付すること。</td></tr>
<tr><td>＜白兎養護学校＞
・出願資格確認に係る提出書類を添付すること。（Ｐ．３０～Ｐ．３１の取扱要領を参照）</td></tr>
<tr><td>＜倉吉養護学校＞
・知的障がい教育部門は、出願資格確認に係る提出書類を添付すること。（Ｐ．３０～Ｐ．３１の取扱要領を参照）
・肢体不自由教育部門は、身体障害者手帳の写し又は医師の診断書を添付すること。</td></tr>
<tr><td>＜皆生養護学校＞
・医師の診断書、個別の教育支援計画の写し（急な発病の場合は除く。）を添付すること。</td></tr>
<tr><td>＜米子養護学校＞
・出願資格確認に係る提出書類を添付すること。（Ｐ．３０～Ｐ．３１の取扱要領を参照）</td></tr>
</table>

イ　出願期間

令和５年２月１６日（木）から同月２０日（月）までの日とする。（日曜日及び土曜日を除く。）

ただし、郵送の場合は書留によることとし、令和５年２月２０日（月）正午必着とする。

ウ　受付時間

令和５年２月１６日（木）及び同月１７日（金）は午前９時から午後４時３０分までとし、同月２０日（月）は午前９時から正午までとする。

エ　受付場所

志願先特別支援学校

オ　その他

志願先特別支援学校の校長は、入学志願書が提出されたときは、審査の上、諸検査及び面接の日程等の必要事項を出身（在学）学校長（出身（在学）学校長を経由しないで入学志願書等が提出された者を除く。）に通知する。

（２）諸検査及び面接の日程等

ア　期日

令和５年３月７日（火）

なお、インフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した場合は、志望先特別支援学校の校長が別に日程を定めて諸検査等を実施する。

イ　時間

学校	時間
鳥取盲学校	午前９時から午後１時まで（午前８時３０分までに集合）
鳥取聾学校	午前９時３０分から午後４時３０分まで（午前９時１５分までに集合）
鳥取養護学校	単一障がい学級　午前９時から正午まで（午前８時５０分までに集合） 重複障がい学級　午前１０時から正午まで（午前９時５０分までに集合）
白兎養護学校	午前９時５０分から午後１時まで（午前９時３０分までに集合） 重複障がい学級及び訪問学級の志願者にあっては、別途白兎養護学校長が通知する時間とする。
倉吉養護学校	午前１０時から正午まで（午前９時３０分までに集合） 訪問学級の志願者にあっては、別途倉吉養護学校長が通知する時間とする。
皆生養護学校	単一・重複障がい学級Ⅰ型　午前９時から（午前８時５０分までに集合） 重複障がい学級Ⅱ型・Ⅲ型　午前９時５０分から（午前９時４０分までに集合） 訪問学級の志願者にあっては、別途皆生養護学校長が通知する時間とする。
米子養護学校	午前９時３０分から午後１時まで（午前９時までに集合）

ウ　場所

志望先特別支援学校

ただし、訪問学級の志願者にあっては、別途志望先特別支援学校の校長が通知する場所とする。

エ　内容

学校	内容
鳥取盲学校	普　通　科　諸検査及び面接 保健理療科　学力検査（国語・社会分野の一般教養）、適性検査及び面接 専攻科理療科　学力検査（国語・社会・数学・理科分野の一般教養）、適性検査及び面接 ※筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。
鳥取聾学校	普　通　科　単一障がい学級　諸検査及び面接 重複障がい学級　諸検査及び面接 産業工芸科　諸検査及び面接 生活デザイン科　諸検査及び面接

学校	内容
鳥取養護学校	諸検査及び面接 ※別途志望先特別支援学校の校長が通知する方法により実施する。
白兎養護学校	
倉吉養護学校	
皆生養護学校	
米子養護学校	

（３）入学候補者及び合格者の発表

令和５年３月１６日（木）正午に学校及び学校ホームページにおいて発表するとともに、志願者及び出身（在学）学校長（出身（在学）学校長を経由しないで入学志願書等が提出された者を除く。）に通知する。

５　再募集

合格者の発表の結果、鳥取盲学校高等部保健理療科又は専攻科理療科において、入学確定者数が募集生徒数に満たない場合にあっては、その不足の生徒数についての再募集を実施する。

（１）出願方法

ア　必要書類

４の（１）アに同じ。

イ　出願期間

令和５年３月２２日（水）から同月２３日（木）までの日とする。

ただし、郵送の場合は書留によることとし、令和５年３月２３日（木）正午必着とする。

ウ　受付時間

令和５年３月２２日（水）は午前９時から午後４時３０分までとし、同月２３日（木）は午前９時から正午までとする。

エ　受付場所

鳥取盲学校

オ　その他

鳥取盲学校長は、入学志願書が提出されたときは、審査の上、諸検査及び面接の日程等の必要事項を出身（在学）学校長（出身（在学）学校長を経由しないで入学志願書等が提出された者を除く。）に通知する。

（２）諸検査及び面接の日程等

ア　期日

令和５年３月２７日（月）

イ　時間

午前９時から午後１時まで（午前８時３０分までに集合）

ウ　場所

鳥取盲学校

エ　内容

保健理療科　学力検査（国語・社会分野の一般教養）、適性検査及び面接

専攻科理療科　学力検査（国語・社会・数学・理科分野の一般教養）、適性検査及び面接

※筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。

（３）入学候補者の発表

令和５年３月２８日（火）正午に学校及び学校ホームページにおいて発表するとともに、志願者及び出身（在学）学校長（出身（在学）学校長を経由しないで入学志願書等が提出された者を除く。）に通知する。

６　説明会及び入学志願書等の交付

学校	生徒募集にかかる説明会の開催 （場所　志願先特別支援学校）	入学志願書等の交付
鳥取盲学校	令和５年１月１３日（金）午後１時３０分	入学志願書等の交付は、左記の説明会から志願先特別支援学校において開始する。
鳥取聾学校	令和５年１月１２日（木）午前１０時	
鳥取養護学校	令和５年１月１３日（金）午後１時３０分	

学校	説明会の開催 （場所　志願先特別支援学校）	入学志願書等の交付
白兎養護学校	令和５年１月１２日（木）午前１０時	入学志願書等の交付は、左記の説明会から志願先特別支援学校において開始する。
倉吉養護学校	令和５年１月１３日（金）午前１０時	
皆生養護学校	令和５年１月１３日（金）午前１０時	
米子養護学校	令和５年１月１３日（金）午前１０時	

７　個人情報の開示

（１）開示請求書による開示請求

ア　開示請求

（ア）開示請求ができる日時

ａ　一般入学者募集及び一般入学者選抜受検者は令和５年３月１６日（木）正午から

ｂ　再募集入学者選抜受検者は令和５年３月２８日（火）正午から

（イ）開示請求ができる場所

各自が受検した特別支援学校、県庁地域づくり推進部県民参画協働課、中部・西部総合事務所の各地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局内

（ウ）開示請求ができる者

受検者本人又は代理人（父母等）

（エ）本人又は代理人の確認

受検証、学生証、保険証、運転免許証などの本人又は代理人であることを証明する書類の提示を必要とする。なお、書類に写真が貼付されていない場合は複数の書類の提示を求める。

また、代理人である場合には加えて戸籍謄本・抄本などの提出を必要とする。

イ　開示

（ア）開示する個人情報の内容

ａ　調査書

ｂ　諸検査等の結果

ｃ　面接等の結果

（イ）開示する場所

各自が受検した特別支援学校

（ウ）開示方法

各自が受検した特別支援学校で開示決定（通常は請求後１～２週間くらい）後に、閲覧又は写しの交付により開示

（２）口頭による開示請求

ア　開示請求

（ア）開示請求ができる期間

ａ　一般入学者募集及び一般入学者選抜受検者は令和５年３月１６日（木）から令和５年４月１７日（月）まで（ただし、日曜日、土曜日、及び国民の祝日を除く。）。※１か月

受付時間は、令和５年３月１６日（木）は正午から午後４時３０分まで、それ以外の日は午前９時から午後４時３０分までとする。

ｂ　再募集入学者選抜受検者は令和５年３月２８日（火）から令和５年４月２８日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日を除く。）。※１か月

（イ）開示請求ができる場所

各自が受検した特別支援学校

（ウ）開示請求ができる者

受検者本人のみで、代理人による請求はできない。

（エ）本人の確認

受検証及び受検証の他に本人であることを証明する書類（学生証、保険証など）の提示を必要とする。

イ　開示

（ア）開示する個人情報の内容

ａ　諸検査等の結果

ｂ　面接等の結果

（イ）開示する場所

各自が受検した特別支援学校

（ウ）開示方法

本人であることを確認した上で、その場で閲覧による開示

８　その他

（１）その他の事項

その他、一般入学者募集及び一般入学者選抜の実施に関して必要な事項は、特別支援学校長が定めるものとする。

（２） 入学候補者発表後の手続き

ア　入学候補者は、特別支援学校長が配付する入学許可願（鳥取県立特別支援学校学則様式第３号の２）に必要事項を記入の上、提出しなければならない。

イ　特別支援学校長は、入学許可願の提出があった場合において教育上支障がないと認めたときは、入学許可書（鳥取県立特別支援学校学則様式第３号の３）をその者に交付するものとする。

（３） 様式作成にあたっての留意事項

ア　各様式の作成は、特別支援教育課ホームページ（Ｐ．５８）からダウンロードして使用すること。

イ　各様式の作成は、パソコンで直接入力するか、又は様式を印刷して手書きで記入すること。

ウ　配付した様式は、原則として配付時の規格（列・行の幅、行数等）のまま使用すること。

エ　作成したデータの管理については細心の注意を払うこと。

オ　各様式の記入方法（自筆・ゴム印等）については、特に制限しない。

カ　一般入学者募集及び一般入学者選抜に関係する書類の保存年限は５年とする。

（４） 注意事項

ア　いったん受け付けた出願書類は返却しない。

イ　この要項に関する疑問点は、特別支援教育課又は特別支援学校に問い合わせること。
　特別支援教育課（県庁第２庁舎５階）　電話：０８５７－２６－７５７５
　特別支援学校（Ｐ．５８）

ウ　中学校等から特別支援学校、あるいは特別支援学校から中学校等へのファクシミリ又は電子メールによる報告・照会等については、その取扱いに十分留意して行うこと。

令 和 5 年 度

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜

令和５年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針

１　基本方針

定員を設けて一般入学者選抜を実施するものとする。また、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達しなかった場合については、再募集入学者選抜を実施するものとする。

２　求める生徒像

（１）社会生活に必要な力を進んで身に付けようとする生徒
（２）就労による社会的自立をめざす生徒
（３）仲間とともに切磋琢磨しながら学ぼうとする生徒

３　出願資格

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校に出願できる者は、知的障がいの程度が学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第２２条の３の表の知的障害者の項に規定する障害の程度に該当する者のうち鳥取県内に居住しているもの（入学までに県内に居住する予定である場合を含む。）であって、次のいずれかに該当するものとする。

（１）中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者（高等学校若しくは特別支援学校高等部又はこれに準ずる学校を卒業した者を除く。）
（２）令和５年３月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
（３）学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第９５条各号のいずれかに該当する者（同令第１５０条各号のいずれかに該当する者を除く。）

４　入学者選抜

（１）一般入学者選抜

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア　出願期間

令和４年１１月９日（水）から同月１１日（金）まで

受付時間は、令和４年１１月９日（水）及び同月１０日（木）は午前９時から午後４時３０分までとし、同月１１日（金）は午前９時から正午までとする。

イ　実施期日

令和４年１２月６日（火）及び同月７日（水）。ただし、面接は、同月７日（水）とする。

なお、検査当日、インフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した場合は、追検査を令和４年１２月１２日（月）に実施する。

ウ　検査内容

（ア）入学志願者全員に対して、学力検査を実施し、社会生活や職業生活に必要な基礎的学力を把握する。検査内容は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部段階の各教科（外国語科を除く。）の内容を総合的に取り扱うものとする。
（イ）入学志願者全員に対して、適性検査を実施し、基礎体力並びに作業能力及び人間関係形成能力等、社会生活や職業生活に必要な力を把握する。本検査では、作業遂行に必要と考えられる体力及び能力並びに対人関係の基礎的な適応能力等について総合的に評価する。
（ウ）入学志願者全員に対して、作文を実施し、記述内容、文章力等について総合的に評価する。
（エ）入学志願者全員に対して、個人面接を実施し、意欲、態度等を評価する。

エ　選抜方法

合格者は、鳥取県立琴の浦高等特別支援学校で実施する学力検査、適性検査、作文及び面接の結果並びに中学校等の校長から提出された調査書等を資料とし、総合的に判定する。

オ　合格発表

令和４年１２月２２日（木）

カ　入学確約書

合格者は、入学確約書を令和５年１月６日（金）正午までに、中学校等の校長を経由して鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長に提出する。

なお、期限までに入学確約書の提出がない者については、入学辞退者として取り扱う。

キ　繰上合格

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長は、合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

ク　その他

一般入学者選抜の当日、又は一般入学者選抜追検査の当日、新型コロナウイルスに感染、又は濃厚接触者のため受検ができない者については、追検査又は特別措置による検査を実施する。特別措置による検査は令和４年１２月２０日（火）に実施する。

（２）再募集入学者選抜

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長は、一般入学者選抜の合格発表後に合格者が募集定員に達していない場合には、次に定めるところにより、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア　出願期間

令和５年１月１１日（水）及び同月１２日（木）

受付時間は、令和５年１月１１日（水）は午前９時から午後４時３０分までとし、同月１２日（木）は午前９時から正午までとする。

イ　実施期日

令和５年１月１８日（水）

ウ　検査内容

一般入学者選抜に準ずるものとする。

エ　選抜方法

一般入学者選抜に準ずるものとする。

オ　合格発表

令和５年１月２４日（火）

５　その他

（１）鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜の詳細については、県教育委員会が別に定める。なお、新型コロナウイルスの感染拡大等により、方針を変更する場合もある。

（２）鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長は、入学を希望する者を体験入学及び志願者対象相談会に必ず参加させること。

令和５年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜実施要項

１　募集する学科等

学校	障がい種別 （主たる障がい）	学科	定員
琴の浦高等特別支援学校	知的障がい	生産流通科	４０人
		サービスビジネス科	

２　出願資格

知的障がいの程度が学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第２２条の３の表（Ｐ．５６）に規定する程度の者で、鳥取県内に居住している者（入学までに県内に居住する予定である場合を含む。）であって、次のいずれかに該当するものとする。

（１）中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者。（高等学校若しくは特別支援学校高等部又はこれに準ずる学校を卒業した者を除く。）

（２）令和５年３月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者。

（３）学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第９５条各号（Ｐ．５７）のいずれかに該当する者。（同令第１５０条各号（Ｐ．５７）のいずれかに該当する者を除く。）

３　志願者対象相談会

入学者選抜に出願する予定の者及びその保護者は、令和４年９月中旬までに琴の浦高等特別支援学校志願者対象相談会に必ず参加をすること。相談会の日程等の詳細については、琴の浦高等特別支援学校長が別途通知する。

４　調査書

中学校等の校長は、志願者について調査書を作成する。調査書の作成に当たっては、公正を期するため、琴の浦高等特別支援学校長を委員長とする調査書作成委員会を設けるものとする。

５　入学者選抜

（１）一般入学者選抜

ア　出願

（ア）必要書類

ａ　入学志願書

志願者は、中学校等の校長を経由して琴の浦高等特別支援学校長に提出

ｂ　入学志願者に係る調査書

中学校等の校長は、志願者に係る調査書を作成し、入学志願書とともに琴の浦高等特別支援学校長に提出

ｃ　出願資格確認に係る提出書類

取扱要領（Ｐ．３０～３１）により提出

ｄ　県外志願者出願届等

県外に在住する者のみ、取扱要領（Ｐ．２７）により提出

ｅ　自己申告書

琴の浦高等特別支援学校に理解してほしい特別な事情のある者のみ提出

ｆ　受検証送付用の封筒

・郵送で出願する者のみ提出
・２３．５ｃｍ×１２ｃｍ、長形３号を使用
・志願者の住所と氏名を記入
・簡易書留速達と明記し、６６４円切手を貼付

（イ）出願期間

令和４年１１月９日（水）から同月１１日（金）までとする。

ただし、郵送の場合は書留によることとし、令和４年１１月１１日（金）正午必着とする。

（ウ）受付時間

令和４年１１月９日(水)及び同月１０日(木)については午前９時から午後４時３０分までとし、同月１１日(金)については午前９時から正午までとする。

（エ）受付場所

琴の浦高等特別支援学校

（オ）出願の受付

ａ　琴の浦高等特別支援学校長は、出願書類を受け付けたときは、所定の添付書類を確認のうえ受理し、受検証（様式第１号）を切り離して交付しなければならない。

なお、琴の浦高等特別支援学校が作成する、諸検査等の集合場所、集合時間などの必要な事項を記載した受検者心得を、受検証の交付時に配付するものとする。

その際、琴の浦高等特別支援学校長は、受付名簿（任意様式）を作成するものとする。

ｂ　琴の浦高等特別支援学校長は、令和４年１１月１１日（金）午後１時までに、一般入学志願者数及び出身地区別志願者数を入学志願者数等報告書（様式第１５号）により特別支援教育課に電子メールで提出するものとする。

（カ）入学者選抜手数料

無料

（キ）出願書類の交付

令和４年１０月３日（月）から、琴の浦高等特別支援学校で交付する。併せて、１０月３日（月）午後４時から琴の浦高等特別支援学校において、出願に関する説明会を実施することとする。

イ　欠席者の報告

出願後、志願者が何らかの事由で受検しない場合は、中学校等の校長は、琴の浦高等特別支援学校長に、すみやかに受検欠席届（様式第９号）を提出することとする。

ウ　諸検査及び面接

諸検査(学力検査、適性検査、作文)及び面接を、志願者全員に対して行う。

諸検査(学力検査、適性検査、作文)及び面接は、琴の浦高等特別支援学校長の管理のもとに行う。

（ア）学力検査

社会生活や職業生活に必要な基礎的学力を把握することを目的とし、検査においては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部段階の各教科(外国語科を除く。)の内容を総合的に取り扱うものとする。

検査名	検査内容	検査時間	配点
学力検査	各教科の内容を幅広く取り上げ、社会生活や職業生活に必要な基礎的な知能、及び知識や技能を活用する能力を総合的に評価する。	４５分	１００点

（イ）適性検査

基礎体力、作業能力、人間関係形成能力等、社会生活や職業生活に必要な力を把握することを目的とする。

検査名	検査内容	検査時間	配点
適性検査１	作業の正確性、注意観察力、指示理解力、持続力、体力、集中力、手指の巧緻性等の作業遂行に必要と考えられる能力及び社会生活や職業生活において必要な対人関係の基礎的な適応能力等について総合的に評価する。	４５分	５０点
適性検査２		４５分	５０点

（ウ）作文

入学志願者の選抜のための作文実施要領（Ｐ．２８）により実施する。

（エ）面接

入学志願者の選抜のための面接実施要領（Ｐ．２９）により実施する。

（オ）適性検査、作文、面接実施計画

琴の浦高等特別支援学校長は、令和４年１１月７日（月）までに、適性検査、作文、面接実施計画書(様式第１３号)を特別支援教育課に電子メールで提出するものとする。

（カ）諸検査の実施期日

令和４年１２月６日（火）

（キ）面接の実施期日

令和４年１２月７日（水）

琴の浦高等特別支援学校長は、令和４年１１月３０日（水）までに、中学校等の校長に対し、面接の実施に関する必要事項を通知（任意様式）するものとする。

なお、検査当日、インフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した場合は、追検査を令和４年１２月１２日（月）に実施する。

（ク）諸検査及び面接の実施場所

琴の浦高等特別支援学校

（ケ）諸検査及び面接会場

ａ　諸検査及び面接を行う会場は、琴の浦高等特別支援学校が設ける。

ｂ　琴の浦高等特別支援学校は会場の机、いすを整備点検し、机には受検番号を明示しておかなければならない。また、下敷の使用が必要な場合は必ず事前に点検して準備しておくとともに、展示物や掲示物等を取り除いておかなければならない。

（コ）諸検査における留意事項

ａ　携行品

（ａ）筆記用具

鉛筆（和歌や格言等が印刷されているものは不可)、シャープペンシル、消しゴム、鉛筆削り、直定規又は三角定規(分度器機能のあるものや公式の記入等のあるものは不可)、コンパスのみとする。

（ｂ）体操服（運動のできる服）及び体育館用シューズ

（ｃ）計時機能以外の機能を要する腕時計、携帯電話等は携帯できない。

ｂ　検査実施時刻の前に、受検者全員に必要な事項を伝達し、指示するものとする。集合時刻は、受検者の交通の便等をよく考慮して決めなければならない。

ｃ　検査実施時間中は、受検者を検査会場（教室等）から外に出さないようにし、用便等のためやむを得ず外に出るときは、必ず教職員が付き添わなければならない。

ｄ　受検証を紛失した者又は忘れてきた者については、本人であることを確認し、受検証を再発行して差し支えない。

ｅ　各時限の検査開始後２５分以上遅刻した者については、原則としてその時限の検査は受検させない。

ｆ　問題用紙は、受検者が持ち帰ることができる。

ｇ　病気等により、正規の検査会場で受検できない者又は中途で受検できなくなった者があるときは、別室等で受検させるよう配慮し、この場合は必ず教職員を付き添わせるとともに、病状に応じ医師又は養護教諭を待機させるほか、毛布、保温器具等の持参を認める等臨機の措置をとるものとする。

また、正規の検査会場以外の所（例えば病院、自宅等）での受検は原則として認めないが、やむを得ない事情がある場合には、琴の浦高等特別支援学校長の判断により受検の便宜をはかるものとする。

（サ）受検者数の報告

琴の浦高等特別支援学校長は、令和４年１２月６日（火）正午までに、受検者数を入学志願者数等報告書（様式第１５号）により特別支援教育課に電子メールで提出しなければならない。

エ　追検査

一般入学者選抜の当日、インフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した者のうちで追検査の受検を希望する者に対して、追検査を実施する。

また、一般入学者選抜の当日、新型コロナウイルスに感染、又は濃厚接触者のため受検ができない者のうち希望する者も対象とする。

（ア）受検手続

ａ　中学校等の校長は、志願者が追検査の受検を希望する場合は、令和４年１２月６日（火）正午までに、琴の浦高等特別支援学校長にその旨を報告しなければならない。

ｂ　志願者は、令和４年１２月７日（水）午後４時までに、次の書類を中学校等の校長を経由して、琴の浦高等特別支援学校長に提出しなければならない。

（ａ）一般入学者選抜追検査受検願書（様式第１０号）

（ｂ）欠席理由を証明する医師の診断書等

（イ）追検査実施の協議

中学校等の校長から追検査の受検希望の報告を受けた琴の浦高等特別支援学校長は、すみやかに特別支援教育課に報告し、受検者の受検の可否について協議しなければならない。協議終了後、琴の浦高等特別支援学校長は中学校等の校長を通じて協議結果を志願者に連絡するものとする。

（ウ）追検査の実施期日

令和４年１２月１２日（月）

（エ）追検査の実施場所

琴の浦高等特別支援学校

（オ）検査内容等

学力検査（本検査とは異なる検査問題）及び適性検査、作文、面接を実施する。

（カ）選抜

本検査の受検者と合わせて選抜を行う。

（キ）受検志願者数等の報告

ａ　一般入学者選抜追検査受検願書の提出を受けた琴の浦高等特別支援学校長は、令和４年１２月７日（水）午後５時までに、追検査志願者数を入学志願者数等報告書（様式第１５号）により特別支援教育課に電子メールで提出しなければならない。

ｂ　追検査を実施した琴の浦高等特別支援学校長は、令和４年１２月１２日（月）正午までに、追検査受検者数を入学志願者数等報告書（様式第１５号）により特別支援教育課に電子メールで提出しなければならない。

オ　特別措置による検査

一般入学者選抜、又は一般入学者選抜追検査の当日、新型コロナウイルスに感染、又は濃厚接触者のため受検ができない者のうち希望する者に対して、特別措置による検査を実施する。

（ア）受検手続

ａ　中学校等の校長は、志願者が特別措置による検査を希望する場合は、令和４年１２月１２日（月）正午までに、琴の浦高等特別支援学校長にその旨を報告しなければならない。

ｂ　志願者は、令和４年１２月１２日（月）午後４時までに、次の書類を中学校等の校長を経由して、琴の浦高等特別支援学校長に提出しなければならない。

（ａ）一般入学者選抜特別措置による検査受検願書（様式第１０号）

（ｂ）欠席理由を証明する医師の診断書等

（イ）特別措置による検査の協議

中学校等の校長から特別措置による検査の受検希望の報告を受けた琴の浦高等特別支援学校長は、すみやかに特別支援教育課に報告し、受検者の受検の可否について協議しなければならない。協議終了後、琴の浦高等特別支援学校長は中学校等の校長を通じて協議結果を志願者に連絡するものとする。

（ウ）特別措置による検査の実施期日

令和４年１２月２０日（火）

（エ）特別措置による検査の実施場所

琴の浦高等特別支援学校

（オ）検査内容等

学力検査（本検査及び追検査とは異なる検査問題）及び適性検査、作文、面接を実施する。

（カ）選抜

本検査及び追検査の受検者と合わせて選抜を行う。

（キ）受検志願者数等の報告

ａ　一般入学者選抜特別措置による検査受検願書の提出を受けた琴の浦高等特別支援学校長は、令和４年１２月１２日（月）午後５時までに、特別措置による検査志願者数を入学志願者数等報告書（様式第１５号）により特別支援教育課に電子メールで提出しなければならない。

ｂ　特別措置による検査を実施した琴の浦高等特別支援学校長は、令和４年１２月２０日（火）正午までに、特別措置による検査受検者数を入学志願者数等報告書（様式第１５号）により特別支援教育課に電子メールで提出しなければならない。

カ　入学者の選抜

琴の浦高等特別支援学校長は、学校の特性に配慮しつつ、調査書、学力検査及び適性検査の合計得点、作文、面接の結果等を資料とし、求める生徒像に沿ってその教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜を行う。

教育上必要があると認めるときには、特別支援教育課と協議の上、募集定員を超えて合格者を決定することができる。

キ　合格発表

（ア）日時及び場所

令和４年１２月２２日（木）正午

琴の浦高等特別支援学校及び学校ホームページ

（イ）合格者数の報告

琴の浦高等特別支援学校長は、令和４年１２月２２日（木）午後１時までに、合格者数を入学志願者数等報告書（様式第１５号）により特別支援教育課に電子メールで提出しなければならない。

ク　入学確約書の提出

（ア）入学確約書

合格者は入学確約書（様式第１１号）を令和５年１月６日（金）正午までに、出身（在学）中学校等の校長を経由して、琴の浦高等特別支援学校長に提出するものとする。

なお、期限までに入学確約書の提出がない者については、入学辞退者として取り扱うものとする。

（イ）入学確約者名簿

中学校等の校長は、提出された入学確約書に基づき、入学確約者名簿（様式第１２号）を作成して、令和５年１月６日（金）午後１時までに、琴の浦高等特別支援学校長に提出しなければならない。なお、郵送（親展）の場合は、令和５年１月６日（金）必着とする。また、合格者があったにもかかわらず入学確約書提出者がいない場合も、入学確約者数を０名と記入して提出するものとする。

ケ　繰上合格

琴の浦高等特別支援学校長は、入学確約者数が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

（ア）繰上合格の決定にあたっては、琴の浦高等特別支援学校長は該当する受検者が在籍若しくは卒業した中学校等の校長を通じて受検者の意思を確認するものとする。

（イ）琴の浦高等特別支援学校長から受検者の意思確認の依頼を受けた中学校等の校長は、ただちに該当する受検者と連絡をとり、その結果をすみやかに琴の浦高等特別支援学校長に報告するものとする。

（ウ）繰上合格の決定は令和５年１月１０日（火）正午までに行うものとする。

（エ）中学校等の校長は、繰上合格の連絡に備え、令和５年１月６日（金）午後１時から同月１０日（火）正午まで一般入学者選抜で不合格になった受検者又は保護者の連絡先を把握しておくこと。

ただし、これにより該当生徒に過度の期待をもたせることのないよう配慮するものとする。

（オ）繰上合格者は琴の浦高等特別支援学校長が指定した期日までにすみやかに出身(在学)中学校等の校長を経由して、入学確約書（様式第１１号）を提出するものとする。

コ　入学確定者数の報告

琴の浦高等特別支援学校長は、令和５年１月１０日（火）午後１時までに、入学確定者数を入学志願者数等報告書（様式第１５号）により特別支援教育課に電子メールで提出しなければならない。

なお、募集定員に満たなかった場合、再募集実施計画書（様式第１４号）も併せて特別支援教育課に電子メールで提出しなければならない。

（２）再募集入学者選抜

入学確定者数が募集定員に満たない場合は、その不足の生徒数について次のとおり再募集入学者選抜を実施する。

ア　募集生徒数

募集生徒数は、募集定員と入学確定者数を勘案して、県教育委員会が令和５年１月１０日（火）に決定し、関係機関に通知するとともに、特別支援教育課ホームページに掲載する。

イ　出願

一般入学者選抜の合格者であっても入学確約書の提出をしていない者は、出願することができる。

（ア）必要書類

ａ　入学志願書

（ａ）　志願者は、中学校等の校長を経由して琴の浦特別支援学校の校長に提出する。

（ｂ）　一般入学者選抜の受検証

一般入学者選抜を受検した者のみ。ただし、受検証を紛失した場合は、琴の浦高等特別支援学校一般入学者選抜を受検した事実を中学校等の校長が証明したものの提出をもって受検証の提出に代える。

ｂ　入学志願者に係る調査書

中学校等の校長は、志願者に係る調査書を作成し、入学志願書とともに琴の浦高等特別支援学校長に提出

ｃ　出願資格確認に係る提出書類

取扱要領（Ｐ．３０～３１）により提出

ｄ　県外志願者出願届等

県外に在住する者のみ、取扱要領（Ｐ．２７）により提出

ｅ　自己申告書

琴の浦高等特別支援学校に理解してほしい特別な事情のある者のみ提出

ｆ　受検証送付用の封筒

・郵送で出願する者のみ提出

・２３．５ｃｍ×１２ｃｍ、長形３号を使用

・志願者の住所と氏名を記入

・簡易書留速達と明記し、６６４円切手を貼付

（イ）出願期間

ａ　令和５年１月１１日（水）及び同月１２日（木）とする。

ｂ　受付時間は、令和５年１月１１日（水）については午前９時から午後４時３０分までとし、同月１２日（木）については午前９時から正午までとする。

ｃ　郵送の場合は、書留によることとし、令和５年１月１２日（木）正午必着とする。

（ウ）受付場所

琴の浦高等特別支援学校

（エ）出願の受付

ａ　琴の浦高等特別支援学校長は、出願書類を受け付けたときは、所定の添付書類を確認のうえ受理し、受検証（様式第１号）を切り離して交付しなければならない。

なお、琴の浦高等特別支援学校が作成する、諸検査等の集合場所、集合時間などの必要な事項を記載した受検者心得を、受検証の交付時に配付するものとする。

その際、受付名簿（任意様式）を作成するものとする。

ｂ　琴の浦高等特別支援学校長は、令和５年１月１２日（木）午後１時までに、再募集志願者数及び出身地区別志願者数を入学志願者数等報告書（様式第１５号）により特別支援教育課に電子メールで提出するものとする。

ウ　諸検査及び面接

諸検査（学力検査、適性検査、作文）及び面接を、志願者全員に対して行う。

（ア）実施期日

令和５年１月１８日（水）

（イ）実施場所

琴の浦高等特別支援学校

（ウ）実施内容

一般入学者選抜の実施内容に準ずる。

エ　入学者の選抜

琴の浦高等特別支援学校長は、学校の特性に配慮しつつ、調査書、学力検査と適性検査の合計得点、作文、面接の結果等を資料とし、求める生徒像に沿ってその教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜を行う。

オ　合格発表

（ア）日時及び場所

令和５年１月２４日（火）正午

琴の浦高等特別支援学校及び学校ホームページ

（イ）合格者数の報告

琴の浦高等特別支援学校長は、令和５年１月２４日（火）午後１時までに受検者数及び合格者数を入学志願者数等報告書（様式第１５号）により特別支援教育課に電子メールで提出しなければならない。

６　配慮事項

（１）検査にあたっての配慮

入学者選抜検査については、生徒の個々の障がいの状態や事情に応じた配慮を行うものとする。

（２）選抜にあたっての配慮

過年度中学校等卒業者、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒及び中学校等における長期欠席等の生徒については、選抜にあたり、それらの生徒の個々の事情に応じた配慮をするものとする。

（３）配慮にあたっての提出書類等

ア　障がいに応じた特別な配慮が必要な生徒

（ア）特別な配慮を希望する者は、入学志願書の「受検時に希望する配慮事項」の欄に必要事項を記入する。配慮する内容は普段から中学校等で行っているものを原則とする。

（イ）琴の浦高等特別支援学校長は、記載内容に応じて検査方法を工夫するなどの配慮をする。

イ　日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等

（ア）日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等の要件

ａ　県内に住所を有する者又は入学日までに県内に居住予定の者で、帰国又は来日の期間（帰国又は来日した日から令和４年１１月１日までの期間をいう。）が３年以内であり、かつ、帰国の場合には、外国における在住期間が帰国時からさかのぼり継続して１年以上であること。

ｂ　学校生活において日本語指導が必要と認められる志願者であること。

（イ）（ア）のａ及びｂの要件を満たす志願者については、琴の浦高等特別支援学校長及び特別支援教育課が協議の上、必要と認めた配慮を行うとともに、諸検査及び面接等の結果から、志願者の関心・意欲とともに、琴の浦高等特別支援学校での成業の見込みがあるかどうかを考慮し、他の志願者とは異なる基準で選抜できるものとする。

（ウ）日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等としての扱いを希望する者は、特別措置願（様式第７号）を入学志願書に添付して琴の浦高等特別支援学校長に提出しなければならない。

（エ）中学校等の校長は、特別措置願の提出を希望する生徒について、把握でき次第できるだけすみやかに琴の浦高等特別支援学校長に連絡すること。

（オ）琴の浦高等特別支援学校長は、すみやかに特別支援教育課と協議すること。

（カ）琴の浦高等特別支援学校長は、受け付けた特別措置願の写しを特別支援教育課に提出すること。

ウ　中学校等における長期欠席等の生徒

中学校等における長期欠席等の特別の事情のある生徒は、自己申告書（様式第８号）を志願書に添付して琴の浦高等特別支援学校長に提出することができる。

７　自己申告書

（１）趣旨

長期欠席や出席扱いではあるが何らかの理由で他の生徒と一緒に学校生活を送れなかった生徒が、不必要な不安感を抱くことなく、安心して志願することができることをねらいとし、希望する者は自己申告書（様式第８号）を提出できるものとする。

（２）自己申告書を提出できる者

自己申告書を提出できる者は以下のとおりとする。

ア　第３学年の欠席日数が原則として４０日以上の者

イ　第３学年の欠席日数が４０日未満ではあるが、次のいずれかに該当する者

（ア）適応指導教室等学校外の施設への通級等により出席扱いとなっている者

（イ）保健室登校、院内学級等により通常の授業は受けていないが出席扱いになっている者

（ウ）第１学年又は第２学年の欠席日数が原則として５０日以上の者

（エ）第１学年又は第２学年の遅刻日数と早退日数の合計が原則として５０日以上の者

（３）記載内容

自己申告書の記載内容は、学校に行けなかった理由、琴の浦高等特別支援学校で学びたいこと、将来の希望など、琴の浦高等特別支援学校に理解してほしいことがらとする。

（４）志願者への周知

中学校等の校長は琴の浦高等特別支援学校を志願する生徒及び過年度中学校等を卒業した生徒に「琴の浦高等特別支援学校入学者選抜の自己申告書について」を配付し、生徒及び保護者に自己申告書の趣旨を伝えること。また、自己申告書（様式第８号）を配付する際は、必ず様式の裏面(自己申告書についての注意事項)も印刷すること。

（５）提出

自己申告書（様式第８号）を提出しようとする者は、中学校等名、本人氏名を明記した封筒に入れて厳封し、志願書とともに中学校等の校長に提出する。

（６）琴の浦高等特別支援学校の取扱いについて

琴の浦高等特別支援学校長は、自己申告書の内容に応じて、選抜方法を工夫するなど配慮をする。

また、自己申告書の記載内容によって志願者に不利が生じることのないように配慮する。

８　個人情報の開示

（１）開示請求書による開示請求

ア　開示請求

（ア）開示請求ができる日時

ａ　一般入学者選抜受検者は令和４年１２月２２日（木）午後１時から

ｂ　再募集入学者選抜受検者は令和５年１月２４日（火）午後１時から

（イ）開示請求ができる場所

琴の浦高等特別支援学校、県庁地域づくり推進部県民参画協働課、中部・西部総合事務所の各地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局内

（ウ）開示請求ができる者

受検者本人又は代理人（父母等）

（エ）本人又は代理人の確認

受検証、学生証、保険証、運転免許証等の本人又は代理人であることを証明する書類の提示を必要とする。なお、書類に写真が貼付されていない場合は複数の提示を必要とする。

また、代理人である場合には加えて戸籍謄本・抄本等の提出を必要とする。

イ　開示

（ア）開示する個人情報の内容

ａ　調査書

ｂ　学力検査及び適性検査の各得点及び合計得点

ｃ　作文、面接の結果

（イ）開示する場所

琴の浦高等特別支援学校

（ウ）開示方法

琴の浦高等特別支援学校で開示決定後（通常は請求後１～２週間くらい）に、閲覧又は写しの交付により開示

（２）口頭による開示請求

ア　開示請求

（ア）開示請求ができる期間

ａ　一般入学者選抜受検者は令和４年１２月２２日（木）から令和５年１月２３日（月）まで（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日及び年末年始の閉庁日を除く。）

受付時間は、令和４年１２月２２日（木）は午後１時から午後４時３０分まで、それ以外の日は午前９時から午後４時３０分までとする。

ｂ　再募集入学者選抜受検者は令和５年１月２４日（火）から令和５年２月２４日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）

受付時間は、令和５年１月２４日（火）は午後１時から午後４時３０分まで、それ以外の日は午前９時から午後４時３０分までとする。

（イ）開示請求ができる場所

琴の浦高等特別支援学校

（ウ）開示請求ができる者

受検者本人のみで、代理人による請求はできない。

（エ）本人の確認

受検証及び受検証の他に本人であることを証明する書類（学生証・保険証など）の提示を必要とする。

イ　開示

（ア）開示する個人情報の内容

ａ　学力検査及び適性検査の各得点及び合計得点

ｂ　作文、面接の結果

（イ）開示する場所

琴の浦高等特別支援学校

（ウ）開示方法

本人であることを確認した上で、その場で閲覧による開示

９　その他

（１）その他の事項

その他、入学者選抜の実施に関して必要な事項は、琴の浦高等特別支援学校長が定めるものとする。

（２）合格後の手続き

ア　合格者は、琴の浦高等特別支援学校長が配付する入学許可願（鳥取県立特別支援学校学則様式第３号の２）に必要事項を記入の上、提出しなければならない。

イ　琴の浦高等特別支援学校長は、入学許可願の提出があった場合において教育上支障がないと認めたときは、入学許可書（鳥取県立特別支援学校学則様式第３号の３）をその者に交付するものとする。

ウ　入学許可者数の報告

琴の浦高等特別支援学校長は、入学式実施日までに、入学許可者数を入学志願者数等報告書（様式第１５号）により特別支援教育課に電子メールで提出するものとする。

（３）様式作成にあたっての留意事項

ア　各様式の作成は、特別支援教育課ホームページ（Ｐ．５８）からダウンロードして使用すること。

イ　各様式の作成は、パソコンで直接入力するか、又は様式を印刷して手書きで記入すること。

ウ　配付した様式は、原則として配付時の規格（列・行の幅、行数等）のまま使用すること。

エ　作成したデータの管理については細心の注意を払うこと。

オ　各様式の記入方法（自筆・ゴム印等）については、特に制限しない。

カ　入学者選抜に関係する書類の保存年限は５年とする。

（４）注意事項

ア　いったん受け付けた出願書類は返却しない。

イ　この要項に関する疑問点は、特別支援教育課又は琴の浦高等特別支援学校に問い合わせること。

特別支援教育課（県庁第２庁舎５階）　電話：０８５７－２６－７５７５

琴の浦高等特別支援学校　電話：０８５８－５５－６４７７

ウ　中学校等から琴の浦高等特別支援学校、あるいは琴の浦高等特別支援学校から中学校等への電子メール又はファクシミリによる報告・照会等については、その取扱いに十分留意して行うこと。

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校県外志願者の取扱要領

１　県外志願者の取扱い

県外志願者については、次表の左欄に掲げる特別事情に該当する場合に本県の琴の浦高等特別支援学校に出願を許可する。志願者は県外志願者出願届（様式第６号）に加えて、同表の右欄に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

特　別　事　情	添　付　書　類
１　県外に居住していて、鳥取県内に居住地を変更する予定のある者	鳥取県内に居住地を変更することを証明する書類（例：勤務地の転勤証明、転居（予定）先の居住地の契約書の写し、転居先に居住している者の同意書等）
２　その他特別の事情により、鳥取県教育委員会が認めたもの	志願者の住民票抄本　等

２　注意事項

この取扱いに関する詳細は、特別支援教育課、又は琴の浦高等特別支援学校に問い合わせること。

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学志願者の選抜のための作文実施要領

１　趣旨

志願者全員に対して、作文による検査を実施することで、琴の浦高等特別支援学校への関心、学習意欲、進学意欲、及び将来に対する目的意識等を把握するとともに、出題テーマの読み取り及び理解、文章構成力や表現力等を総合的に評価する。

２　実施方法等

琴の浦高等特別支援学校長は、校長を委員長とした作文検査実施委員会を設置し、その意見を聴いた上で作文のテーマ、評価基準等の実施方法を定める。

３　留意事項

（１）以下のようなテーマとならないよう留意すること。

ア　志願者の思想、信条及び容姿に関すること。

イ　志願者の家庭状況及び生活環境に関わること。

ウ　学力検査に類するような専門的な知識・教養を問う内容。

（２）やむを得ない事情で検査時刻に遅刻した志願者には、その者の検査時刻を遅らせるなど臨機の措置をとる。

＊小論文は実施しない。

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学志願者の選抜のための面接実施要領

１　趣旨

志願者全員に対して、面接による検査を実施することで、琴の浦高等特別支援学校への関心、学習意欲、進学意欲、及び将来に対する目的意識等を把握するとともに、基本的なコミュニケーション能力、基礎的な判断力、面接における態度等を総合的に評価する。

２　実施方法等

琴の浦高等特別支援学校長は、校長を委員長とした面接実施委員会を設置し、その意見を聴いた上で面接の方式、時間、質問内容の実施方法を定める。

３　留意事項

（１）志願者が落ち着いて答えられるように、和やかな雰囲気の中で面接が実施できるよう配慮する。

（２）検査員の数は、一検査場につき３名以上を原則とする。

なお、検査員は十分な意思統一を図り、面接が公平に行われるよう配慮する。

（３）質問事項は、志願者が答えやすいものとなるよう精選するとともに、質問の仕方にも十分留意し、いたずらに志願者を不安がらせたり、動揺させたりすることのないよう配慮する。また、吃音、自閉症、発達障がい等を併せ有する等の事情により、話すこと、対人関係等の面で不安、負担のある志願者については、特に留意する。

なお、次のことについては質問しないよう留意する。

ア　志願者の思想、信条及び容姿に関すること。

イ　志願者の家庭状況及び生活環境に関わること。

ウ　学力検査に関すること。

エ　長期欠席者についてはその理由に関すること。

（４）やむを得ない事情で検査時刻に遅刻した志願者には、その者の検査時刻を遅らせるなど臨機の措置をとる。

（５）当日、やむを得ない事情で検査を受けることができなかった志願者については、中学校等の校長を通じて本人に改めて検査日時を通知する。

この場合、志願者は、やむを得ない事情があったことを証明するに足る書類を中学校等の校長を通じて琴の浦高等特別支援学校長に提出しなければならない。

＊口頭試問は実施しない。

鳥取県立特別支援学校高等部（知的障がい）
出願資格確認に係る提出書類の取扱要領

特別支援学校（知的障がい）の学校長が志願者の出願資格を確認するための書類として、志願者が在籍している（いた）学校又は学級に応じて、次の表１の通り書類提出を求めるものとする。

ただし、提出書類の内容について更に確認を要すると各特別支援学校長が判断した場合は、各特別支援学校長はその他の書類の提出を志願者または出身中学校等に対して求めることができる。

（表１）

<table>
<tr><th>志　願　者　の　在　籍　状　況</th><th colspan="2">提　出　書　類</th></tr>
<tr><td>知的障がいがある生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部の在籍者又は卒業生</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="3">【共通】
・入学志願書
・調査書</td></tr>
<tr><td>中学校の知的障がい特別支援学級の在籍者又は卒業生</td></tr>
<tr><td>上記以外の者
・知的障がい<u>以外の</u>特別支援学校の在籍者
・知的障がい特別支援学級<u>以外の</u>学級の在籍者　等</td><td>【療育手帳を所持している場合】
→療育手帳の写し（＊１）
【療育手帳を所持していない場合】
→次の３つの書類を<u>揃えて</u>提出する
・医師の診断書（＊２）（様式第２号）の写し
・申告書(様式第４号)
・個別の教育支援計画（＊３）の写し</td></tr>
</table>

（＊１）療育手帳の以下のページの写しとする。

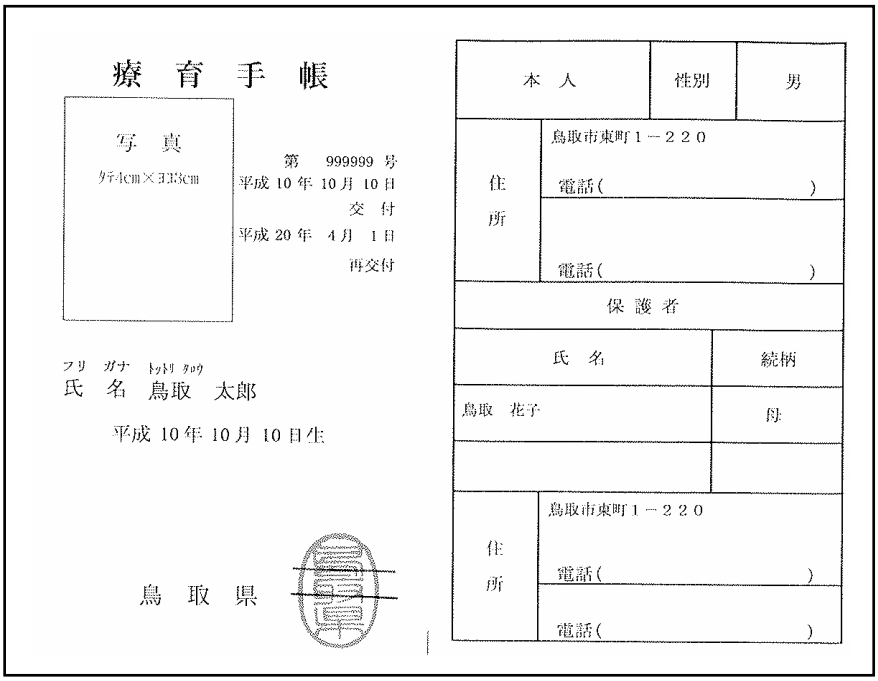

療　育　手　帳

写　真
タテ4cm×ヨコ3cm

第　999999 号
平成 10 年 10 月 10 日
交　付
平成 20 年　4 月　1 日
再交付

フリガナ　トットリ タロウ
氏　名　鳥取　太郎

平成 10 年 10 月 10 日生

鳥　取　県

本　人		性別	男
住所	鳥取市東町１－２２０ 電話（　　）		
	電話（　　）		
保　護　者			
氏　名		続柄	
鳥取　花子		母	
住所	鳥取市東町１－２２０ 電話（　　）		
	電話（　　）		

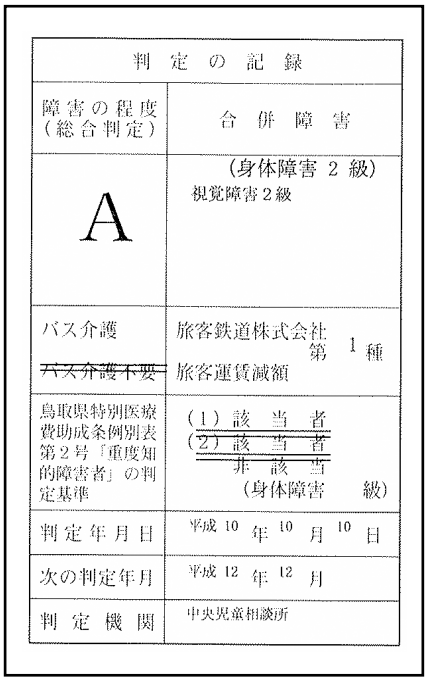

判　定　の　記　録	
障害の程度（総合判定）	合　併　障　害
A	（身体障害 2 級） 視覚障害２級
バス介護 ~~バス介護不要~~	旅客鉄道株式会社 第 1 種 旅客運賃減額
鳥取県特別医療費助成条例別表第２号「重度知的障害者」の判定基準	（1）該　当　者 ~~（2）該　当　者~~ ~~非　該　当~~ （身体障害　　級）
判定年月日	平成 10 年 10 月 10 日
次の判定年月	平成 12 年 12 月
判　定　機　関	中央児童相談所

氏名、写真等のページ

最新の判定記録のページ

（＊２）専門医による診断書。同様の内容が記載された専門医の診断書であれば、別様式でもよい。

（＊３）各学校の様式で、受検年度６月までに保護者同意のもとに作成されたもの。保護者同意の証明及び作成日がない様式の場合は、６月までに保護者同意のもとに作成されたものであることを学校長等が証明すること（押印不要）。

卒業生は、在籍者に準ずる書類を提出する。

＜記載例＞

この個別の教育支援計画は、令和　　年　　月　　日に保護者同意のもとに作成されたものであることを証明します。

令和　　年　　月　　日

中学校名

校長氏名

各　種　様　式

様式第１号（本人→中学校等→特別支援学校）

（　一般入学　・　再募集入学　）

入　学　志　願　書

私は、貴校へ入学したいので、保護者と連署してお願いします。

令和　　年　　月　　日

鳥取県立　　学校長　　様

志願者氏名

保護者氏名

※受付番号	

志願者	（ふりがな） 氏　　名		生年 月日	昭和 平成 令和　　年　　月　　日生 （満　　歳）
	住　　所	〒　　－		
	最終学歴	（　　年　　月　　日　卒業・卒業見込　）		
保護者	氏　　名		（緊急連絡先電話番号）	
	住　　所	〒　　－		
障がいの種類及び程度				
受検時に希望する配慮事項		※希望する場合に記入してください。		
入学希望の部科名及び学年又は学級		**幼　稚　部**	（　　）歳児	
		高　等　部	（　　）部門 普通科　**単一障がい学級・重複障がい学級・訪問学級**	
			（　　）科	
		専　攻　科	理療科	

受　検　証

※受検番号		
氏　　名		
生年月日	昭和 平成 令和	年　　月　　日生

上の者は、令和５年度　**一　般　・　再募集**

入学検査の受検者であることを証する。

鳥取県立　　学校長

（記入上の注意事項）

1　「入学志願書」「受検証」共に記入してください。ただし、※印の欄（受付番号及び受検番号）は記入しないでください。

2　「志願者最終学歴」欄については、

①　高等部志願者は最終の出身中学校又は特別支援学校中学部名を記入してください。

②　専攻科志願者は最終の高等学校又は特別支援学校高等部名等を記入してください。

3　入学希望の部科名及び学年又は学級の欄の部門については、鳥取養護学校・皆生養護学校においては、肢体不自由又は病弱、倉吉養護学校においては、知的障がい又は肢体不自由のどちらか志望する名称を記入してください。琴の浦高等特別支援学校においては、高等部を○で囲んでください。

4　太字の項目については、該当するものを○で囲んでください。

5　満年齢は令和５年４月１日現在で記入してください。

6　押印不要。

様式第２号（知的障がい用）　　㊙

診　　断　　書

住　　所
氏　　名　　性別（　　）
生年月日　　年　　月　　日

１　診断名・疾患・病名

２　臨床検査結果

【知能（発達）検査】	【参考となる心理検査等】
知能（発達）検査…（　要　・　不要　） 〇実施検査名（　　） 〇実施期日　　年　　月　　日 〇検査結果（IQ 等）及び所見など	〇実施検査名（　　） 〇実施期日　　年　　月　　日 〇検査結果及び所見など

３　精神・身体症状　※該当箇所にチェックし、詳細を「特記事項」に記載する。

	聞くことの苦手さ		こだわり（固執性）		パニック
	読み書きの困難さ		対人スキルの未熟さ		集団活動への参加の困難さ
	計算の困難さ		感覚過敏		感情コントロールの困難さ
	語彙の不足		不安		緘黙
	不注意		睡眠障がい		気持ちや思いを伝えることの困難さ
	多動		登校困難		てんかん発作等
	衝動性		暴言・反抗		全般的な理解力の低下
	その他：				
[特記事項]					

４　所　　見（医療的な配慮事項や服薬等）

令和　　年　　月　　日

所　在　地
病（医）院名
医師（氏名）

（様式第３号）（病弱用）

㊙

診　　断　　書

住　　所

氏　　名　　性別（　　）

生年月日　　年　　月　　日

1　病　　名

2　現在の治療の状況

3　学校生活上特に留意すべき事項

4　所　　見（今後の治療及び治癒の見込み等について）

令和　　年　　月　　日

所　在　地

病（医）院名

医　師（氏名）

様式第４号(知的障がい用)

申　　告　　書

志願者氏名	
入学を希望する学校名	（　　）白兎養護学校　　（　　）倉吉養護学校 （　　）米子養護学校　　（　　）琴の浦高等特別支援学校

１　志願者に知的障がいがあることに対し、どのような点に留意のうえ指導及び支援を行ってきたかについて

２　知的障がい以外の学級や学校に在籍することが適当と判断した理由

３　知的障がい特別支援学校への進学が適当であると考える理由について

（１）　知的機能の状況から見た側面

（２）　適応行動の状況から見た側面

（３）　教育課程から見た側面

（４）　将来の進路及び社会参加の方向性から見た側面

鳥取県立知的障がい特別支援学校高等部の入学者募集及び選抜の出願にあたり、以上のとおり申告します。

令和　　年　　月　　日

学校長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

当該志願者については上記のとおりであり、鳥取県立知的障がい特別支援学校高等部への進学を希望します。

令和　　年　　月　　日

保護者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第４号(知的障がい用)

申　　告　　書(記載内容について)

志願者氏名	
入学を希望する学校名	（　　）白兎養護学校　　（　　）倉吉養護学校 （　　）米子養護学校　　（　　）琴の浦高等特別支援学校

１　志願者に知的障がいがあることに対し、どのような点に留意のうえ指導及び支援を行ってきたかについて

２　知的障がい以外の学級や学校に在籍することが適当と判断した理由

３　知的障がい特別支援学校への進学が適当であると考える理由について

（１）　知的機能の状況から見た側面

論理的あるいは抽象的思考力、問題解決力、認知、学習機能等、情緒面ではなく知的活動の状況から、記入すること

（２）　適応行動の状況から見た側面

集団参加の状況、時・所・場合・Ｔ.Ｐ.Ｏに応じた配慮、協調性、公共交通機関の利用や地域活動への参加等の状況、労働に対する意欲や態度等について記入すること

（３）　教育課程から見た側面

中学校等で実施してきた教育課程を踏まえ、進学先の学校の教育課程及び教育内容が本人になぜ適していると考えられるかについて記入すること

（４）　将来の進路及び社会参加の方向性から見た側面

本人や保護者が希望する将来の進路や社会参加の方向性を踏まえ、進学先の学校が適切であると考えられる理由について記入すること

鳥取県立知的障がい特別支援学校高等部の入学者募集及び選抜の出願にあたり、以上のとおり申告します。

令和　　年　　月　　日

押印不要

学校長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

当該志願者については上記のとおりであり、鳥取県立知的障がい特別支援学校高等部への進学を希望します。

令和　　年　　月　　日

押印不要

保護者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（様式第５号）（本人→中学校等→特別支援学校）

※受検番号

自　己　申　告　書

令和　　年　　月　　日

鳥取県立　　学校長　　様

出身(在学)学校名

志 願 者 氏 名

保 護 者 氏 名

わたしは、貴校への志願にあたり、以下のことを申告します。

【特別支援学校に理解してほしいことがら】
　学校に行けなかった理由、特別支援学校で学びたいこと、将来の希望などについて記入してください。

（次ページに注意事項あり）

自己申告書についての注意事項

１　特別支援学校に理解してほしい特別な事情がある志願者は、出身（在学）学校から自己申告書用紙の配付を受け、志望先特別支援学校に提出することができる。

２　自己申告書を提出できる者は以下のとおりとする。
（１）第３学年の欠席日数が５０日以上の者
（２）第３学年の欠席日数が５０日未満であるが、次のいずれかに該当する者
　ア　適応指導教室、児童相談所などに長期間通ったことがある者
　イ　学校の保健室・相談室や病院に長期間通ったことがある者
　ウ　第１学年又は第２学年の欠席日数が原則として５０日以上の者

３　記載上の注意
（１）自己申告書の記載内容は、学校に行けなかった理由、特別支援学校で学びたいこと、将来の希望など、志望先特別支援学校に理解してほしいことがらとする。
（２）自己申告書の志願者氏名及び申告の内容は志願者本人が、また保護者氏名は保護者本人がそれぞれ記入する。
（３）※欄（受検番号欄）には記入しないこと。
（４）押印不要。

４　自己申告書を提出しようとする者は、この申告書を出身(在学)学校名、本人氏名を明記した封筒に入れて厳封し、志願書とともに出身(在学)学校長に提出する。

５　自己申告書の提出を受けた出身(在学)学校長は、他の出願書類とともに志願先特別支援学校の校長に提出する。

６　出身(在学)学校長から自己申告書の提出を受けた特別支援学校長は、自己申告書の内容に応じて、面接等の仕方に配慮する。

７　出身(在学)学校長から自己申告書の提出を受けた特別支援学校長は、記載内容によって志願者に不利が生じることのないように配慮する。

様式第６号（本人→中学校等→琴の浦高等特別支援学校）

県　外　志　願　者　出　願　届

令和　　年　　月　　日

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長　様

志願者氏名
保護者氏名

下記の事情により、県外志願者として貴校に出願します。なお、貴校に出願した上は、鳥取県以外の公立学校に出願しないことを確約します。

記

生　年　月　日	平成　　年　　月　　日生
志願者の現住所	
志願者の転居先住所	
志願者の転居予定日	令和　　年　　月　　日
保護者の現住所	
出身中学校等	卒業・卒業見込
特　別　事　情	

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和　　年　　月　　日

学 校 名

校長氏名

（注）押印不要。

様式第７号（本人→中学校等→琴の浦高等特別支援学校）

特　別　措　置　願

令和　　年　　月　　日

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長　様

住　　所
志願者氏名
保護者氏名

下記の事情により、令和５年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜において、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等としての扱いをお願いします。

記

１　教育歴

学　校　名	所　在　地（国名・都市名）	期　　間
		年　　月　～　　年　　月
		年　　月　～　　年　　月
		年　　月　～　　年　　月
		年　　月　～　　年　　月
備　　考		

（注）備考の欄には、特に参考となることがあれば記入する。

２　日本語能力の状況

３　希望する特別措置

学校長の所見

学 校 名

校長氏名

（注）１　用紙の規格はＡ４判縦長とする。
２　押印不要。

様式第８号（本人→中学校等→琴の浦高等特別支援学校）

※ 受検番号

自　己　申　告　書

令和　　年　　月　　日

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長　　様

出身学校名
志願者氏名
保護者氏名

わたしは、貴校への志願にあたり、以下のことを申告します。

【琴の浦高等特別支援学校に理解してほしいことがら】

学校に行けなかった主な理由、琴の浦高等特別支援学校で学びたいこと、将来の希望などについて記入してください。

（次ページに注意事項あり）

自己申告書についての注意事項

１　琴の浦高等特別支援学校に理解してほしい特別な事情がある志願者は、中学校等から自己申告書用紙の配付を受け提出することができる。

２　自己申告書を提出できる者は以下のとおりとする。
（１）第３学年の欠席日数が原則として４０日以上の者
（２）第３学年の欠席日数が４０日未満ではあるが、次のいずれかに該当する者
　ア 適応指導教室、児童相談所などに長期間通ったことがある者
　イ 学校の保健室・相談室や病院に長期間通ったことがある者
　ウ 第１学年又は第２学年の欠席日数が原則として５０日以上の者
　エ 第１学年又は第２学年の遅刻日数と早退日数の合計が原則として５０日以上の者

３　記載上の注意
（１）自己申告書の記載内容は、学校に行けなかった理由、琴の浦高等特別支援学校で学びたいこと、将来の希望など琴の浦高等特別支援学校に理解してほしいことがらとする。
（２）自己申告書の志願者氏名及び申告の内容は志願者本人が、また保護者氏名は保護者本人がそれぞれ記入する。
（３）※欄（受検番号欄）には記入しないこと。
（４）押印不要。

４　自己申告書を提出しようとする者は、この申告書を中学校等名、本人氏名を明記した封筒に入れて厳封し、志願書とともに中学校等の校長に提出する。

５　自己申告書の提出を受けた中学校等の校長は、他の出願書類とともに琴の浦高等特別支援学校長に提出する。

６　中学校等の校長から自己申告書の提出を受けた琴の浦高等特別支援学校長は、自己申告書の内容に応じて、選抜方法を工夫するなどの配慮をする。

７　中学校等の校長から自己申告書の提出を受けた琴の浦高等特別支援学校長は、記載内容によって志願者に不利が生じることのないように配慮する。

琴の浦高等特別支援学校入学者選抜の自己申告書について

学校を長期間欠席したことがある生徒は、「自己申告書」を琴の浦高等特別支援学校に提出することができます。

１　「自己申告書」を提出できる生徒

（１）第３学年の欠席日数が原則として４０日以上の生徒
（２）第３学年の欠席日数が４０日までにはならないが、次のいずれかに該当する生徒
　ア　適応指導教室、児童相談所などに長期間通ったことがある生徒
　イ　学校の保健室・相談室や病院に長期間通ったことがある生徒
　ウ　第１学年又は第２学年の欠席日数が原則として５０日以上の生徒
　エ　第１学年又は第２学年の遅刻日数と早退日数の合計が原則として５０日以上の生徒

２　「自己申告書」の提出

（１）用紙は、担任の先生からもらってください。
（２）「自己申告書」には、学校に行けなかった理由、琴の浦高等特別支援学校で学びたいこと、将来の希望などを書いてください。
（３）書き終えたら、必ず保護者の方に見てもらい、封筒に入れ、封をして在籍している学校に提出してください。
（４）自己申告書はそのまま琴の浦高等特別支援学校に提出します。

３　「自己申告書」の取扱い

（１）提出を受けた琴の浦高等特別支援学校は、生徒の個々の事情に応じた配慮をします。

分からないことは、在籍する学校、又は琴の浦高等特別支援学校に問い合わせてください。

【琴の浦高等特別支援学校】
電　　話　０８５８－５５－６４７７
ファクシミリ　０８５８－５５－６４６６

様式第９号（本人→中学校等→琴の浦高等特別支援学校）

受　検　欠　席　届

令和　　年　　月　　日

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長　様

受 検 番 号

本 人 氏 名

このたび、令和５年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校（一般入学者選抜・追検査）において、貴校に出願しましたが、下記理由により受検を欠席します。

記

理由：　該当する理由に〇を付けてください。

・病気（　　）　・その他（　　）

上記のとおり届出がありました。

学 校 名

校長氏名

（注）１　中学校等の校長は、把握でき次第できるだけすみやかに提出すること。ファクシミリ又はで電子メールの提出を可とする。

２　「（一般入学者選抜・追検査）」については、該当する方を〇で囲むこと。

３　用紙の規格はＡ４判縦長とする。

４　押印不要。

様式第１０号（本人→中学校等→琴の浦高等特別支援学校）

一般入学者選抜（追検査・特別措置による検査）受検願書

令和　　年　　月　　日

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長　様

受 検 番 号

本 人 氏 名

保護者氏名

このたび、令和５年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校（一般入学者選抜・追検査）を、下記理由により欠席しましたので、（追検査・特別措置による検査）を受検できるようお願いします。

記

理由（　　）

上記のとおり届出がありました。

中学校名

校長氏名

（注）１　中学校等の校長は、追検査受検願書は令和４年１２月７日（水）午後４時まで、特別措置による検査受検願書は令和４年１２月１２日（月）午後４時までに親展で提出すること。

２　「（　・　）」については、該当する方を〇で囲むこと。

３　理由欄には、欠席の理由を具体的に記入すること。

４　用紙の規格はＡ４判縦長とする。

５　欠席理由を証明する医師の診断書等をあわせて提出すること。

６　押印不要。

様式第１１号（本人→中学校等→琴の浦高等特別支援学校）

入　学　確　約　書

令和　　年　　月　　日

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長　様

受 検 番 号

本 人 氏 名

保護者氏名

このたび、令和５年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜において、貴校に合格しましたので、入学することを確約します。

上記のことを承知しています。

学 校 名

校長氏名

（注）１　中学校等の校長は、令和５年１月６日（金）正午までに提出すること。

２　再募集については、琴の浦高等特別支援学校長が定める日までに提出すること。

３　用紙の規格はＡ４判縦長とする。

４　押印不要。

様式第１２号（中学校等→琴の浦高等特別支援学校）

入　学　確　約　者　名　簿

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長　様

番号	受検番号	氏　　名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
入学確約者　　計　　名		

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和　　年　　月　　日

学 校 名

校長氏名

（注）　１　令和５年１月６日（金）午後１時までに提出すること。
　　２　入学確約者がない場合も入学確約者数０名として提出すること。
　　３　用紙の規格はＡ４判縦長とする。
　　４　押印不要。

様式第１３号（琴の浦高等特別支援学校→特別支援教育課）

適性検査、作文、面接実施計画書

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校

１　適性検査１

（１）日時	令和　　年　　月　　日（　　） 時　　分　～　　時　　分
（２）実施場所	
（３）内容	

２　適性検査２

（１）日時	令和　　年　　月　　日（　　） 時　　分　～　　時　　分
（２）実施場所	
（３）内容	

３　作文

（１）日時	令和　　年　　月　　日（　　） 時　　分　～　　時　　分
（２）実施場所	
（３）内容	

４　面接

（１）日時	令和　　年　　月　　日（　　） 時　　分　～　　時　　分
（２）面接時間	（　　）分
（３）内容	

（注）１　令和４年１１月７日（月）までに提出すること。
　　２　用紙の規格はＡ４判縦長とする。
　　３　必要に応じてページ数を増やしてもよい。

様式第１４号（琴の浦高等特別支援学校→特別支援教育課）

再　募　集　実　施　計　画　書		
学　校　名	鳥取県立琴の浦高等特別支援学校	
期　　日	令和５年１月１８日（水）	
実施内容	学力検査	
	適性検査	
	作　　文	
	面　　接	
日　　程		
備　　考		

（注）　１　該当するものを〇で囲むこと。
　　２　日程欄には、集合時刻、各検査の実施時刻、場所等を記入すること。
　　３　令和５年１月１０日（火）午後１時までに提出すること。
　　４　用紙の規格はＡ４判縦長とする。

（様式第１５号）**入学志願者数等報告書**（琴の浦高等特別支援学校→特別支援教育課）

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校

＜一般入学志願者数等＞

募集定員	志願者数	志願者のうち			
		過年度卒業者	県外志願者	自己申告書提出者	特例措置願提出者
	１１月１１日午後１時まで				

受検者数	欠席者数	欠席者の理由内訳		
		病気	その他	
				備考
１２月６日正午まで				

合格者数	合格者の内訳			
	過年度卒業生	県外志願者	自己申告書提出者	特例措置願提出者
１２月２２日午後１時まで				

入学確約書提出者	繰上合格者数	入学確定者	入学許可者
１月１０日午後１時まで			入学式実施日まで

＜追検査志願者数等＞

志願者数	左の欠席理由内訳		受検者数
	インフルエンザ	その他	
１２月７日午後５時まで			１２月１２日正午まで

＜特別措置による検査志願者数等＞

志願者数	受検者数
１２月１２日午後５時まで	１２月２０日正午まで

＜再募集志願者数等＞

募集定員	志願者数	受検者数	合格者数
１月１２日午後１時まで		１月２４日午後１時まで	

＜出身地区別志願者数＞

一般入学者選抜				
志願者数	左の内訳			
	県内東部	県内中部	県内西部	県外
１１月１１日午後１時まで				

再募集入学者選抜				
志願者数	左の内訳			
	県内東部	県内中部	県内西部	県外
１月１２日午後１時まで				

（注）１　内訳は、出身中学校の所在地によること。

２　欄の上段は令和５年３月卒業者数、欄の下段は過年度卒業者数とすること。

様式第１６号

入学志願者数等報告書（一般受検）

【幼稚部】

学校名	年齢	学級	志願者数（人）	受検者数（人）		受検者数のうち県外志願者数（人）	入学候補者数（人）		入学候補者数のうち県外志願者数（人）
					計			計	
鳥取聾学校幼稚部	５歳児	単一							
		重複							
	４歳児	単一							
		重複							
	３歳児	単一							
		重複							
鳥取聾学校ひまわり分校幼稚部	５歳児	単一							
		重複							
	４歳児	単一							
		重複							
	３歳児	単一							
		重複							
皆生養護学校幼稚部	５歳児	単一							
		重複							
	４歳児	単一							
		重複							

１　報告内容
一般受検について
○　志願者数、受検者数及び入学候補者数等報告書
・幼稚部

２　報告方法
○　電子メール（tokubetusienkyoiku@pref.tottori.lg.jp）で特別支援教育課に送付すること。

３　報告期限
○　志願者数は、各出願期間終了後3日以内（土日も含む）に送付すること。
○　受検者数は、各受検日の午後１時までに送付すること。ただし、皆生養護学校幼稚部は午後4時までに送付とする。
○　入学候補者数は、発表後直ちに送付すること。

様式第１７号

入学志願者数等報告書（一般受検）

【高等部・専攻科】

学校名	科名	学級		定員（人）	志願者数（人）	受検者数（人）		受検者数のうち		入学候補者・合格者数（人）		入学候補者・合格者数のうち	
							計	過年度卒業者（人）	県外志願者（人）		計	過年度卒業者（人）	県外志願者（人）
鳥取盲学校	普通科	単一											
		重複											
	保健理療科			8									
	専攻科			10									
鳥取聾学校	普通科	単一											
		重複											
	産業工芸科 生活デザイン科												
鳥取養護学校	普通科	病弱 肢体 不自由	単一										
			重複										
白兎養護学校	普通科	単一											
		重複											
		訪問											
倉吉養護学校	普通科	知的	単一										
			重複										
		肢体 不自由	単一										
			重複										
		訪問											
皆生養護学校	普通科	病弱 肢体 不自由	単一										
			重複										
		訪問											
米子養護学校	普通科	単一											
		重複											

１　報告内容

一般受検について

○　志願者数、受検者数及び入学候補者・合格者数等報告書

・高等部、専攻科

２　報告方法

○　電子メール（tokubetusienkyoiku@pref.tottori.lg.jp）で特別支援教育課に送付すること。

３　報告期限

○　志願者数は、各出願期間終了後3日以内（土日も含む）に送付すること。

○　受検者数は、各受検日の午後１時までに送付すること。

○　入学候補者・合格者数は、発表後直ちに送付すること。

様式第１８号

入学志願者数等報告書（再募集又は学校長が特に認めた受検）

【高等部・専攻科】

学校名	科名	学級		再募集人員（人）	志願者数（人）	受検者数（人）		受検者数のうち		入学候補者・合格者数（人）		入学候補者・合格者数のうち	
							計	過年度卒業者（人）	県外志願者（人）		計	過年度卒業者（人）	県外志願者（人）
鳥取盲学校	普通科	単一											
		重複											
	保健理療科												
	専攻科												
鳥取聾学校	普通科	単一											
		重複											
	産業工芸科 生活デザイン科												
鳥取養護学校	普通科	病弱 肢体 不自由	単一										
			重複										
白兎養護学校	普通科	単一											
		重複											
		訪問											
倉吉養護学校	普通科	知的	単一										
			重複										
		肢体 不自由	単一										
			重複										
		訪問											
皆生養護学校	普通科	単一											
		重複											
		訪問											
米子養護学校	普通科	単一											
		重複											

【幼稚部】

学校名	年齢	学級	志願者数（人）	受検者数（人）		受検者数のうち県外志願者数（人）	入学候補者数（人）		入学候補者のうち県外志願者数（人）
					計			計	
鳥取聾学校幼稚部	５歳児	単一							
		重複							
	４歳児	単一							
		重複							
	３歳児	単一							
		重複							
鳥取聾学校ひまわり分校幼稚部	５歳児	単一							
		重複							
	４歳児	単一							
		重複							
	３歳児	単一							
		重複							
皆生養護学校幼稚部	５歳児	単一							
		重複							
	４歳児	単一							
		重複							

1　報告内容

再募集又は学校長が特に認めた受検について

○　志願者数、受検者数及び入学候補者・合格者数等報告書

2　報告方法

○　電子メール（tokubetusienkyoiku@pref.tottori.lg.jp）で特別支援教育課に送付すること。

3　報告期限

○　志願者数は、各出願期間終了後、速やかに送付すること。

○　受検者数は、各受検日の午後１時までに送付すること。

○　入学候補者・合格者数は、発表後直ちに送付すること。

様式第１９号　**鳥取県立特別支援学校入学者募集及び選抜における諸検査の実施報告**

（学校名）

（１）諸検査の実施状況　　①　幼稚部で実施　　②　高等部で実施　　③　専攻科で実施

（２）諸検査の実施内容（ただし、鳥取盲学校高等部保健理療科・専攻科理療科及び琴の浦高等特別支援学校を除く。）

実施の有無	実　施　項　目		検　査　の　概　要
	１	学力に関すること	
	２	生活能力に関すること	
	３	運動能力に関すること	
	４	作業能力に関すること	
	５	適性に関すること	
	６	行動観察	
	７	その他	

（１）の記入について
・該当する番号を〇で囲むこと。複数回答可。
（２）の記入について
・「実施の有無」の欄には、実施した項目に「〇」、実施していない項目は「×」記入すること
・「検査の概要」については、記入例を参考に実施した項目のみ記入する。未実施の項目は空欄でよい。
・諸検査に関わる問題等があれば、添付して提出すること。
・提出は、諸検査の実施日に、電子メール（tokubetusienkyoiku@pref.tottori.lg.jp）で特別支援教育課に送付すること。

学校教育法

（特別支援教育）

第七十二条　特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十五条　第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で、これを定める。

学校教育法施行令

（視覚障害者等の障害の程度）

第二十二条の三　法第七十五条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1．知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2．知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1．肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2．肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1．慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2．身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

一　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

二　聴力の測定は、日本工業規格によるオージオメータによる。

学校教育法施行規則

第九十五条　学校教育法第五十七条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　外国において、学校教育における九年の課程を修了した者

二　文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

三　文部科学大臣の指定した者

四　就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則 （昭和四十一年文部省令第三十六号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

五　その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第百五十条　学校教育法第九十条第一項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

二　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

三　専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

四　文部科学大臣の指定した者

五　高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）

六　学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

七　大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、十八歳に達したもの

問 合 せ 先 一 覧 表

学校名	郵便番号 住　　所	電　　話 ﾌｧｸｼﾐﾘ	ホームページ	
			URL	QR コード
鳥取盲学校	〒680－0151 鳥取市国府町宮下 1265	0857－23－5441 0857－23－5442	https://www.torikyo.ed.jp/torimo-s/	
鳥取聾学校	〒680－0151 鳥取市国府町宮下 1261	0857－23－2031 0857－27－8606	https://www.torikyo.ed.jp/tororo-s/	
ひまわり分校	〒683－0004 米子市上福原７丁目 13-1	0859－23－2810 0859－23－2813	https://www.torikyo.ed.jp/himawari-s/	
鳥取養護学校	〒680－0901 鳥取市江津 260	0857－26－3601 0857－27－3207	https://www.torikyo.ed.jp/toriyo-s/	
白兎養護学校	〒689－0201 鳥取市伏野 1550－１	0857－59－0585 0857－59－1237	https://www.torikyo.ed.jp/hakuto-s/	
倉吉養護学校	〒682－0836 倉吉市長坂新町 1231	0858－28－3500 0858－28－1144	https://www.torikyo.ed.jp/kurayo-s/	
皆生養護学校	〒683－0004 米子市上福原７丁目 13-4	0859－22－6571 0859－38－3485	https://www.torikyo.ed.jp/kaikeyo-s/	
米子養護学校	〒689－3543 米子市蚊屋 343	0859－27－3411 0859－27－3420	https://www.torikyo.ed.jp/yonagoyo-s/	
琴の浦高等特別支援学校	〒689－2501 東伯郡琴浦町赤碕 1957-1	0858－55－6477 0858－55－6466	https://www.torikyo.ed.jp/kotonoura-s/	
特別支援教育課	〒680－8570 鳥取市東町１丁目 271	0857－26－7575 0857－26－8101	https://www.pref.tottori.lg.jp/tokubetushien/	
東部教育局	〒680－0061 鳥取市立川町６丁目 176	0857－20－3672 0857－20－3673	—	—
中部教育局	〒682－0802 倉吉市東巌城町２	0858－23－3252 0858－23－5203	—	—
西部教育局	〒683－0054 米子市糀町１丁目 160	0859－31－9776 0859－35－2096	—	—

特別支援教育課報告用電子メールアドレス

tokubetusienkyoiku@pref.tottori.lg.jp